

令和5年度

佐用町一般廃棄物処理実施計画

佐 用 町

令和5年4月

令和 5 年度 佐用町一般廃棄物処理実施計画

第 1 節 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定めるものである。

本町が策定する一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに策定し、一般廃棄物処理の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることを目的とする。

2 計画年次

本計画の計画年次は、令和 5 年度とする。

3 計画区域

本計画の対象区域は、佐用町全域とする。

4 計画対象廃棄物

本計画は、佐用町内で発生する一般廃棄物を対象とする。

第 3 節 ごみ処理実施計画

1 ごみ排出量と処理量の見込み

(1) ごみ排出量の見込み

(単位：t/年)

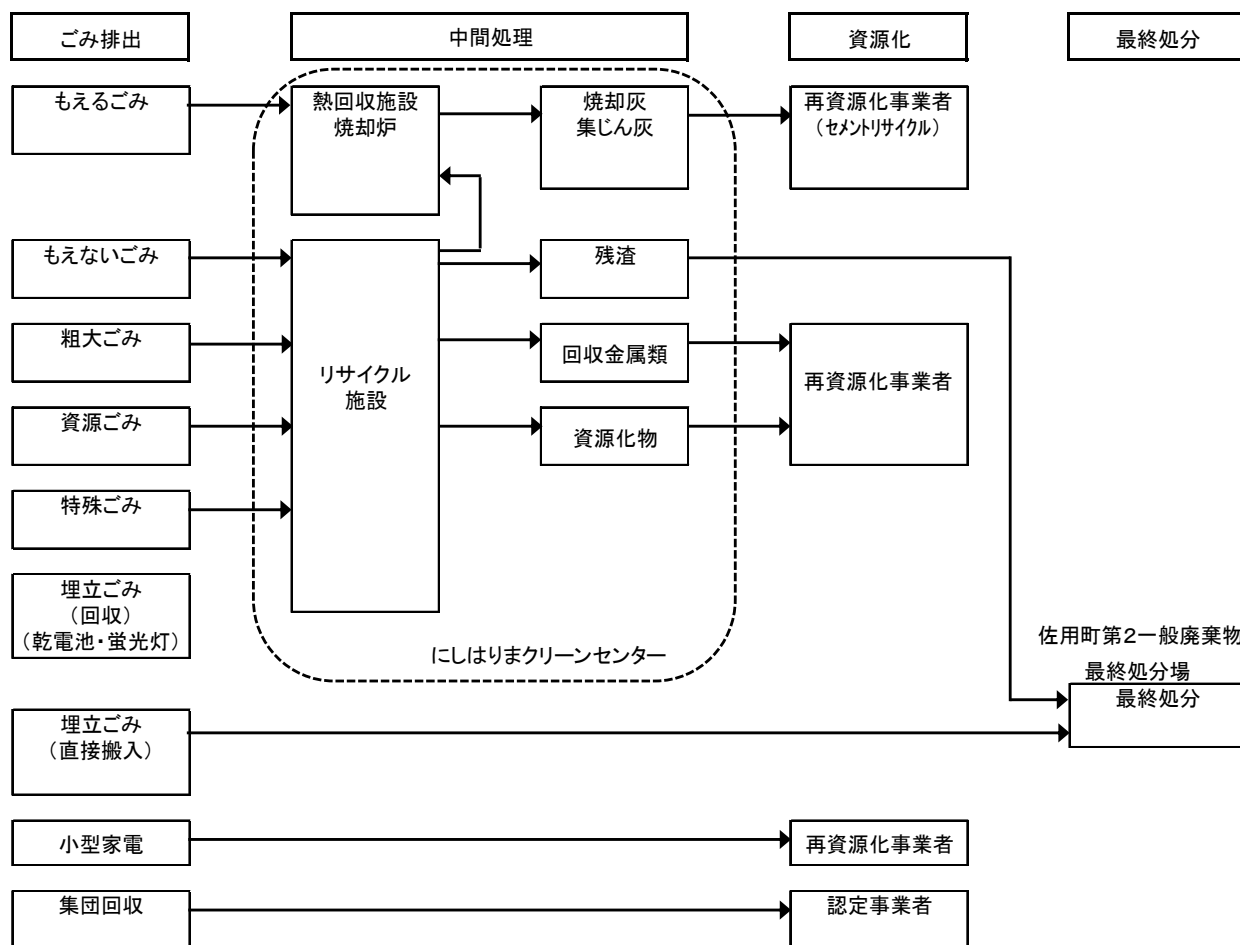
項目					合計
	収 集	直接搬入	小計	集団回収	
可燃ごみ	3,666	298	3,964	—	3,964
不燃ごみ	99	19	118	—	118
資源ごみ	403	16	419	—	419
粗大ごみ	70	198	268	—	268
特殊ごみ	8	—	8	—	8
埋立ごみ、不燃残渣、焼却灰	—	488	488	—	488
集団回収量	—	—	—	172	172
合 計	4,246	1,019	5,265	172	5,437

(2) 資源化量及び資源化率の見込み

項目	令和5年度見込み
資源化量 (t/年)	691
資源化率 (%)	12.7

(3) ごみ処理フロー (令和5年度見込み)

ごみ排出量に対する焼却処理量、資源化量等を下の図に示す。



2 ごみ処理の体制

分別区分			収集 運搬	処理 方法	処理施設等		
					一次処理	二次処理	
家庭系	もえるごみ		直営	焼却	にしはりま クリーン センター	再資源化事業者 (セメントリサイクル)	
	もえないごみ			破碎・選別		可燃物 (にしはりまクリーン センター熱回収施設)	
	粗大ごみ			破碎・選別 ・焼却			
	資源ごみ	ビン類		異物除去 ・色選別			資源物 (再資源化事業者)
		缶類		異物除去・ 磁選・圧縮			
		ペットボトル		異物除去・ 圧縮梱包			
		プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む)					
		紙容器					
		紙パック					
		段ボール					
		新聞・ちらし 雑誌・書籍・雑紙					
	布類						
	特殊ごみ			資源化	不燃物（＝埋立物） (佐用町第2一般廃棄物最終処分場)		
小型家電		拠点 直営		再資源化 事業者	資源化		
埋立ごみ		直営	埋立	佐用町第2一般廃 棄物最終処分場	—		
事業系	もえるごみ		許可	焼却	にしはりま クリーン センター	再資源化事業者 (セメントリサイクル)	
	粗大ごみ			破碎・選別 ・焼却		可燃物 (にしはりまクリーン センター熱回収施設)	
	資源ごみ	ビン類		異物除去 ・色選別			資源物 (再資源化事業者)
		缶類		異物除去・ 磁選・圧縮			
		ペットボトル		異物除去・ 圧縮梱包			
		プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む)					
		紙容器					
		紙パック					
		段ボール					
		新聞・ちらし 雑誌・書籍・雑紙					
	布類						
				資源化	不燃物 (佐用町第2一般廃棄物最終処分場)		

3 一般廃棄物（ごみ）の排出抑制のための方策

(1) 行政における方策

ア. 5 R活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発

- ・広報、ホームページにより、周辺市町との連携事業による「食べきり運動」をはじめ、5 R活動の推進について、啓発を行う。
- ・地域づくり協議会、自治会等、町民に対し幅広く環境教育・環境学習の充実を図り、5 Rの普及啓発を行う。
- ・広報、ホームページにより、特に使用済み小型家電品の拠点回収のPRに勤め、リサイクルの推進を図る。
- ・集団回収助成金および堆肥化容器購入助成金について継続し、本事業を通じて生ごみの減量と堆肥としての資源化および紙類、アルミ、布類のリサイクルの啓発を図る。

※5 Rとは、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（不要なものを受け取らない）、リペア（修理）をいう。

イ. 分別収集の徹底、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化

- ・ごみの収集・処理体制の適宜見直しや新たなリサイクルルートの検討・構築により、ごみ処理システムの更なる効率化を図る。
- ・収集の状況や町民からの問い合わせ情報を分析し、現在分別することとしている種類のごみについて、分別の取り組みについて意識の低いと考えられるごみの種類をピックアップし、重点的に分別徹底の周知を図る。
- ・事業者に対し、適正処理とあわせて、リサイクルの重要性を周知し、事業系ごみの排出抑制、再生利用を推進する。

ウ. グリーン購入の推進、地域循環圏の構築

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、対象品を積極的に使用する他、民間事業所等への啓発に努める。また播磨科学公園都市圏域定住自立圏による資源の地域循環の構築を検討する。

エ. 事業系ごみの減量化

- ・事業系ごみの実態を把握することとし、事業系ごみの減量に取り組んでいく。

(2) 町民における方策

ア. 5 R活動・環境に配慮した消費行動（環境にやさしい買い物）の実践

- ・5 Rに取り組み、ごみの減量・資源化を図る。
- ・マイバッグを買い物の際持参し、使い捨ての商品購入をなるべく控えるとともに、環境配慮型商品の購入、簡易包装への協力、はかり売りの利用を積極的に行い、環境にやさしい買い物を実践する。

イ. ごみを出さない生活スタイルへの転換

- ・物を大切にし、より長期間使用できる商品を購入するなど、ごみをなるべく出さないように実践をする。
- ・生ごみは水切りを徹底し、コンポスト利用助成の啓発により減量・資源化を行う。
- ・必要なだけの食品を購入するなど、賞味期限切れなどで廃棄しなければならない食品を減らし、ごみを出さないように実践する。(たべきり運動の推奨)

ウ. ごみの分別・資源回収等への協力

- ・ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進する。また、リターナブル容器の利用・返却やスーパーなどの店頭回収へ協力し、資源回収を促進する。
- ・ごみ出しの時間を守り、その地区で決められたごみステーション管理の方法を遵守するなど、マナーを大切にし、適正なごみの排出を実践する。
- ・家電リサイクル法対象品については、購入した小売店等に引き渡すなど、決められた排出方法を遵守する。義務外品については、兵庫県電機商業組合加盟店に引取りを依頼するように周知する。

エ. 不法投棄防止等への協力

- ・ごみのポイ捨て、廃家電等の不法投棄は絶対にしない。
- ・所有地を適正に管理し、不法投棄が行われないようにする。
- ・許可業者以外の者に、ごみの収集を依頼しない。

(3) 事業者における方策

ア. 拡大生産者責任の徹底

製造事業者は、拡大生産者責任に基づき、製品等の製造や流通、消費の段階において、ごみの発生が少なく、リサイクルしやすい製品の設計・開発に努める。

また、流通・販売事業者は、簡易包装の呼びかけや消費者によるマイバッグ持参運動に積極的に協力し、消費者の5 R活動を推進する。

イ. 環境にやさしい製品やサービスの提供

流通・販売事業者は、ごみの減量やリサイクルに効果的な製品、再生品を積極的に取り扱う。

また、はかり売りの実施や店舗における容器包装などの資源回収を行い、環境にやさしいサービスの提供を行う。

ウ. 事業活動における5 Rの実践

オフィスペーパーの削減・リサイクルや事業所から発生するごみの分別徹底など、事業活動における5 Rに取り組む。

また、食品リサイクル法に基づく生ごみの資源化に努め、ごみの減量を図る。

エ．新しいリサイクルシステムの構築

ごみの減量・リサイクルに取り組むとともに、新たなリサイクルルート検討を行い、より効率的なリサイクルシステムの構築を行う。

オ．廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解

廃棄物処理法や個別リサイクル法（容器包装、家電、食品など）を順守し、適正処理を行う。

4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

(1) 分別の区分

分別区分		収集対象物
①	もえるごみ (指定袋)	生ごみ、腐食油、硬質プラスチック、紙くず、剪定くず、枯れ葉、プラスチック製品、下着やダウンジャケット
②	もえないごみ (指定袋)	小型家電製品(「家電四品目」及び「⑦小型家電」を除く)、金属製の台所用品、生活用品
③	埋立ごみ (指定袋)	せともの、ガラス類、陶器類
④	粗大ごみ (指定シール)	家庭電化製品(「家電四品目」及び「⑦小型家電」を除く)、家具、寝具、自転車
⑤ 資源 ご み	ビン類	透明のビン
		茶色のビン
		その他のビン
	缶類	ジュース、ビールなどの飲料用の缶 缶詰、海苔、ビスケットなどの食料品の缶
	ペットボトル	飲料用、水、酒、しょうゆ、みりんなどに使われるもの (PETリサイクルマークのついたものに限る。)
	プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む)	肉、魚等のトレイ、カップ麺の容器、プリンなどの容器、ビン、ペットボトル・カセットボンベ等のキャップ、卵パック、シャンプー等の容器、発砲スチロールの箱、梱包材、お菓子などの袋、菓子箱などのフィルム状の包装など
	紙容器	菓子箱、ティッシュの箱など
	紙パック	牛乳パック、ジュースパック、お酒のパック(裏に銀色のコーティングがされていないもの)など
	段ボール	ダンボール
	新聞・ちらし	新聞・折込ちらし
	雑誌・書籍・雑紙	雑誌、書籍、パンフレット、雑紙
	布類	衣類(靴下・下着類・冬物上着を除く)
⑥	特殊ごみ	乾電池・アルカリ電池・ニッケル電池・リチウム電池、ボタン電池、蛍光灯、電球・グロー球、LED電球、体温計・血圧計、加熱式タバコ・充電式電池、モバイルバッテリー等
⑦	小型家電	携帯電話・PHS・スマートフォン、電話機・ファクシミリ・ラジオ、CDプレーヤ・ICレコーダ・ヘッドホン・イヤホン・テープレコーダ(デッキ除く)デジタルオーディオプレーヤ・MDプレーヤ、デスクトップパソコン(モニター及びキーボードは対象外)・ノート型パソコン、DVDビデオ・ビデオテープレコーダ・BDレコーダ/プレーヤ、CSデジタルチューナ・地上デジタルチューナ・ケーブルテレビ用STB・ACアダプタ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・カメラ、据置型ゲーム機・携帯用ゲーム機、電卓・電子辞書、カーナビ・カーナビ・カーカラーテレビ・カーアンプ・カーチューナ・VICSユニット・カーステレオ・カーラジオ・カーCDプレーヤ・カーDVD・カーMD、ETC車載ユニット、電動ドリル(電池式含む)・電気のこぎり、電子レンジ、電気カミソリ、トースター

※家電四品目：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

(2) 収集運搬計画

ア. 収集運搬

① 家庭系ごみ

本町の直営による。

② 事業系ごみ

本町の一般廃棄物収集運搬許可業者又は排出者（事業者）の直接搬入による。

イ. 収集回数及び収集方法

分別区分		収集回数	収集方法	
もえるごみ		毎週	もえるごみ集積所 (484 カ所)	指定袋
もえないごみ		1 回/2 カ月	資源回収ステーション (289 カ所)	指定袋
埋立ごみ		1 回/2 カ月	資源回収ステーション (289 カ所)	指定袋
粗大ごみ		4 回/年	粗大ごみ 指定場所	指定シール
資源ごみ	ビン類	1 回/4 週	資源回収ステーション (289 カ所)	コンテナ回収
	缶類	1 回/2～3 週		コンテナ回収
	ペットボトル	1 回/2～3 週		コンテナ回収
	プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む)	1～2 回/2 週		コンテナ回収
	紙容器	1 回/5～6 週		十字結束
	紙パック	1 回/5～6 週		十字結束
	段ボール	1 回/5～6 週		十字結束
	新聞・ちらし	9 回/年		十字結束
	雑誌・書籍・雑紙	9 回/年		十字結束
	布類	1 回/5～6 週		十字結束
特殊ごみ		8～9 回/年	資源回収ステーション (289 カ所)	コンテナ回収
小型家電		4 回/年	拠点回収 (5 カ所) + 小型家電回収ステーション (162 カ所)	—

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（令和 5 年 4 月 1 日現在）

業者名	保有車両台数	人員
別紙による		

5 中間処理計画

ア. 処理施設の概要

① 中間処理施設

○熱回収施設

項 目		概 要
施 設 名 称		にしはりまクリーンセンター（熱回収施設）
管 理 主 体		にしはりま環境事務組合
所 在 地		兵庫県佐用郡佐用町三ツ尾 483 番地 10
竣 工		平成 25 年 3 月
形 式		連続燃焼式
能 力		89t/日（44.5t/24h×2 炉）
設 備	受入れ供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃 焼 設 備	ストーカ式焼却炉
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ（3.0MPa、300℃）
	排ガス処理設備	ろ過式集じん機＋触媒脱硝装置
	余熱利用設備	発電（定格 870kw）及び給湯
	通 風 設 備	平衡通風方式、空気予熱器、送風機

○リサイクル施設

項 目		概 要
施 設 名 称		にしはりまクリーンセンター（リサイクル施設）
管 理 主 体		にしはりま環境事務組合
所 在 地		兵庫県佐用郡佐用町三ツ尾 483 番地 10
竣 工		平成 25 年 3 月
能 力		25t/日（5 時間）
設 備	受入れ供給設備	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベア、破袋機
	破 碎 設 備	一次破碎機、二次破碎機、切断機、スプリングマットレス切断機
	搬 送 設 備	粗破碎物搬送コンベア、破碎物搬出コンベア
	選 別 設 備	磁選機、アルミ選別機、粒度選別機、手選別コンベア
	再 生 設 備	缶プレス機、ペットボトル圧縮結束機、プラスチック製容器包装圧縮結束機
	貯留・搬出設備	貯留ヤード、ストックヤード、屋外ストックヤード
	集 じん 設 備	サイクロン、バグフィルタ、脱臭装置

② 路上小動物受入可能施設

項 目		概 要
施 設 名 称		にしはりまクリーンセンター
管 理 主 体		にしはりま環境事務組合
所 在 地		兵庫県佐用郡佐用町三ツ尾 483 番地 10
竣 工		平成 25 年 3 月

イ. 残渣の処分方法

にしはりまクリーンセンターから発生した焼却灰及び集塵灰（飛灰）は、公益財団法人ひょうご環境創造協会及び住友大阪セメント株式会社が共同で実施しているセメント

リサイクル事業にて再生される。

本町から発生し、にしはりまクリーンセンターで中間処理された不燃ごみ（粗大不燃含む）の処理残渣は、佐用町第2一般廃棄物最終処分場にて埋立処分する。

6 最終処分計画

ア. 最終処分場の概要

項 目	概 要
施 設 名 称	第2一般廃棄物最終処分場
埋 立 場 所	兵庫県佐用郡佐用町佐用 3280-129
埋 立 開 始 年	平成4年度
埋 立 面 積	27,000 m ²
埋 立 容 量	174,000 m ³
浸出水処理能力	80 m ³ /日

イ. 搬入される廃棄物

埋立ごみ、にしはりまクリーンセンター（リサイクル施設）の不燃残渣

7 その他の計画

ア. 不適正処理、不法投棄対策

住民・事業者に対して適正処理への協力を呼びかけ、意識向上を図るとともに、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄の防止に努めていく。

イ. 災害対策

「佐用町地域防災計画」に基づき対応する。また、大規模な地震や水害等の災害時には、通常どおりのごみ処理が困難となるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することが予測される。そのため、普段からごみ処理の広域的な連携体制を築いておくことが重要である。

第3節 生活排水処理実施計画

1 し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

(単位：kL/年)

項 目	令和5年度見込み
し尿	313
浄化槽汚泥	4,812
合 計	5,125

2 生活排水処理体制

(単位：人)

項 目	令和5年度見込み
1. 計画処理区域内人口	15,520
2. 水洗化・生活排水処理人口	15,091
水洗化・生活雑排水処理率	97.2%
(1) 特定環境保全公共下水道	9,152
(2) 浄化槽	4,552
(3) 農業集落排水施設	1,076
(4) コミュニティ・プラント	311
3. 非水洗化人口	429
(1) し尿収集人口	429
4. 計画処理区域外人口	0

3 収集運搬計画

(1) し尿

本町の委託業者による。

(2) 浄化槽汚泥

本町の一般廃棄物収集運搬許可業者による。

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（令和5年4月1日現在）

業者名	保有車両台数	人員
別紙による		

4 中間処理計画

項 目	概 要
施 設 名 称	佐用衛生公苑
所 在 地	兵庫県佐用郡佐用町町久崎710番地
工 期	(建設) 昭和57年8月～昭和59年2月 (改造) 平成9年7月～平成10年2月
処 理 能 力	30kL/日
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式
汚泥処理方式	脱水、乾燥、焼却方式

5 その他

(1) 環境学習の充実

生活排水に対する意識を高揚するための環境学習の場を提供し、住民一人ひとりが発生源削減対策を実施できるよう啓発を図る。

(2) 環境情報の提供

チラシ等の配布、ホームページの活用などにより、生活排水対策についての情報提供に努める。

(3) 地域住民との連携

地域住民と連携して、住民一人ひとりが環境に配慮した暮らしが実践できるよう啓発活動を行う。

(4) 家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実

家庭でできる生活排水対策について、台所での水切りネット、洗剤の使用を少なくするためのアクリルタワシの普及など、誰にでもできる発生源対策の普及促進により、エコライフの充実を図れるよう、生活排水対策を推進する。

(5) 浄化槽の維持管理

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、防災行政無線やホームページを通じて、清掃・保守点検・法定検査の実施の啓発を進める。

(6) 下水道への早期接続

特環下水道が整備されている地域については、家庭や事業所から生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するようPR活動を行う。

(別紙) 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧 (令和5年4月1日現在)

業者名	保有車両台数 (台)	人員 (人)
有限会社 光森	7	13
山陽ダイヤパーサーヴィス株式会社	1	2
西日本高速道路メンテナンス中国株式会社	5	16
株式会社 ミツエ	7	6
野村産業	1	1
株式会社 Y. R	3	2
株式会社猪名川動物霊園	2	5
有限会社佐用環境整備	8	10
株式会社 東陽環境センター	2	2
西播環境整備株式会社	4	7
株式会社 大洋	4	6
山崎クリーン有限会社	2	4
株式会社 ワイルド	2	4
有限会社アクセス	2	3
有限会社佐用公衆衛生社	7	9
株式会社坂上クリーンサービス	4	4
株式会社アクア・トゥエンティワン	6	7
株式会社サンリツ	2	3
株式会社龍野衛生公社	8	5
株式会社 碧木商店	5	7
有限会社エムエスケイクリーン	6	5
有限会社 クリーン&リサイクルAWAI	5	4
有限会社 プラシカル・ユーズ	2	2
公益社団法人 佐用町シルバー人材センター	34	33
有限会社 かわた	2	5
ファミリー西播磨店	2	2
合計	133	167